

証券コード 7315
2022年6月7日

株 主 各 位

神奈川県横浜市神奈川区金港町1番地7
株 式 会 社 I J T T
代表取締役社長 伊 藤 一 彦

第9回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当社第9回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染の収束がまだ見込まれないことから、株主様の安全確保および感染防止のため、株主様には郵送またはインターネットによる議決権の事前行使をお願い申し上げますとともに、株主総会にご来場される株主様におかれましては、マスク着用などの対策をお願い申し上げます。あわせて、当社の判断に基づき、株主総会会場において株主様の安全確保および感染防止のために必要な措置を講じる場合もございますので、ご協力のほどお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討いただきまして、2022年6月23日（木曜日）営業終了時（午後5時30分）までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

パソコンまたはスマートフォンから議決権行使ウェブサイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、インターネットによる議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月24日（金曜日）午前10時（午前9時30分受付開始）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟2階
「芙蓉」
（前回と会場が異なっておりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項
1. 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第9期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役4名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 賛否の表示がない議決権行使の取り扱い
議決権行使書用紙において、各議案につき、賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人による議決権行使
株主総会にご出席されない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権の行使を委任していただくことが可能です。ただし、代理権を証する書面のご提示が必要となりますのでご了承ください。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎次に掲げる事項につきましては、法令および当社定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ijtt.co.jp/>)に掲載いたしておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

監査役および会計監査人が監査した連結計算書類、計算書類は、本招集ご通知添付書類に記載した各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している連結注記表および個別注記表となります。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の記載事項を修正する必要がある場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.ijtt.co.jp/>)に掲載いたしますのでご了承ください。また、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染拡大を踏まえた各種対応についても、同ウェブサイトにて掲載することによりお知らせいたします。

◎当日は、軽装(クールビズ)にて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。

◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用で対応させていただきます。

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

インターネットで議決権を行使される場合



次頁「インターネット等による議決権行使方法のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分まで

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年6月23日（木曜日）午後5時30分到着まで

株主総会にご出席される場合



当日でご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2022年6月24日（金曜日）午前10時

※ インターネット等と書面（郵送）により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取扱わせていただきます。

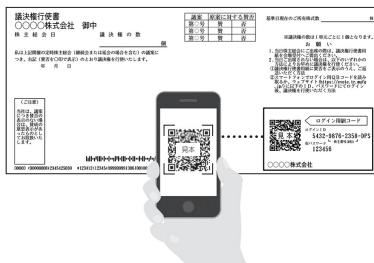
※ インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使方法のご案内

QRコードを読み取る方法

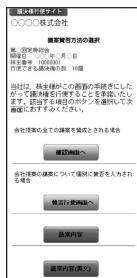
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※毎日午前2時～午前5時までは取り扱いを中止します。

※パソコンやスマートフォンのご利用環境によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。

※議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信料金等の費用は、株主様のご負担になります。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、
右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

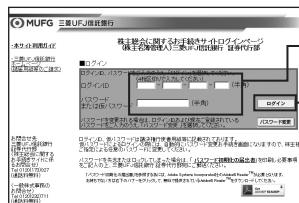
ログインID・仮パスワードを入力する方法

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

<https://evote.tr.mufg.jp/>



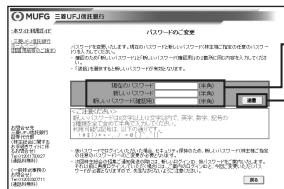
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、第9期の期末配当として、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより、当期の年間配当額は、既に行いました中間配当金10円を含め、1株当たり20円となります。

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金10円、総額は469,136,340円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>	<p><削除></p>

第3号議案 取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 川本英利氏は任期満了となり、また取締役 原田理志、太田正紀および齋藤 誠の3氏は辞任いたしますので、取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
1	かわもと ひでとし 川本英利 (1953年10月13日)	1980年4月 クラリオン(株)*入社 2011年4月 日立オートモティブシステムズ(株)*営業 統括本部副本部長 2011年10月 Hitachi Automotive Systems Asia, Ltd.取締役会長兼CEO 2012年6月 クラリオン(株)*常務取締役 2013年4月 Hitachi Automotive Systems Asia, Ltd. 取締役会長兼社長 2013年8月 クラリオン(株)*事業構造改革担当 2014年4月 同社代表取締役社長兼COO 2016年6月 同社取締役代表執行役社長兼COO 2017年6月 同社取締役代表執行役会長兼CEO 2018年4月 同社取締役代表執行役会長 2019年4月 フォルシアジャパン(株)会長 2019年4月 Faurecia S.E. Senior Advisor of CEO 2019年6月 A G S (株)社外取締役 (現任) 2020年6月 当社社外取締役 (現任)	9,000株
	社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要	川本英利氏は、長年にわたり電気機器および自動車部品会社等において企業経営に携わり、また2020年からは、社外取締役として当社の経営にも携わり、その経験や見識は、当社のマネジメントに活用いただけるものと思います。	

*日立オートモティブシステムズ(株)は、経営統合により2021年1月に日立Astemo(株)に社名変更し、クラリオン(株)は、2021年1月にフォルシアクラリオン・エレクトロニクス(株)に社名変更しております。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
2	※ せ と こういち 瀬 戸 貢 一 (1959年4月4日)	<p>1983年 4月 いすゞ自動車(株)入社</p> <p>2008年 4月 同社事業推進部長</p> <p>2011年 3月 いすゞモーターズアジアリミテッド取締役社長</p> <p>2014年 4月 いすゞ自動車(株)PT事業部門統括補佐</p> <p>2015年 4月 同社執行役員企画・財務部門統括補佐</p> <p>2015年 6月 IJTテクノロジーホールディングス(株) (現(株)IJTT) 監査役</p> <p>2016年 4月 いすゞ自動車(株)執行役員企画・財務部門コーポレートコミュニケーション部、事業推進部執行担当</p> <p>2017年 4月 同社常務執行役員企画・財務部門統括</p> <p>2019年 4月 同社常務執行役員PT事業本部産業ソリューション・PT事業部門統括</p> <p>2019年 6月 同社取締役常務執行役員PT事業本部産業ソリューション・PT事業部門統括</p> <p>2022年 4月 同社取締役 (現任)</p> <p>2022年 4月 当社顧問 (現任)</p>	0株
	取締役候補者とした理由	<p>瀬戸貢一氏は、いすゞ自動車(株)において長年にわたり各事業部門の管理・企画部署および企画・事業推進部門に在籍するとともに、同社のトップマネジメントとして、企業経営の経験を積まれており、会社経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、その見識と経験を当社の経営に活用いただけるものと思います。</p>	

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	※ はせがわ しゅうじ 長谷川 修 二 (1961年5月31日)	1984年4月 いすゞ自動車(株)入社 2012年4月 同社経理部長 2013年4月 同社経営企画部長 2015年4月 いすゞ自動車販売(株)常務取締役企画管理本部長 2020年4月 同社常務取締役管理統括 2021年4月 同社専務取締役管理本部長 2022年4月 当社常務執行役員経営企画本部長兼経営企画部門統括兼海外事業部門統括(現任)	0株
	取締役候補者とした理由	長谷川修二氏は、いすゞ自動車(株)の営業部門および企画財務部門において、企業管理の経験を積み、同社の子会社であるいすゞ自動車販売(株)の常務取締役・専務取締役として経営に携わり、その知識・経験は当社の経営の強化に役立てていただけるものと思います。	
4	※ ふじた しんいちろう 藤 田 伸一郎 (1958年2月15日)	1980年4月 自動車ねが工業(株)*入社 2012年4月 自動車部品工業(株)(現(株)IJTT)執行役員 保全部・IMM推進部長 2015年4月 同社取締役上席執行役員 IMM人づくり センター担当兼保全部長 2016年4月 同社取締役上席執行役員生産部門統括 2017年4月 同社常務取締役生産部門統括 2019年4月 当社常務執行役員生産本部長補佐 2020年4月 当社常務執行役員生産本部長 2021年4月 当社常務執行役員生産本部長兼生産第1 部門統括(現任)	43,900 株
	取締役候補者とした理由	藤田伸一郎氏は、当社の前身である自動車部品工業(株)および当社において、長年にわたり生産部門において経験を重ね、現在当社の常務執行役員生産本部長兼生産第1部門統括として、経営にも参画しており、その知識・経験はお客様のサプライチェーンの一翼を担う当社の今後の発展に寄与していただけるものと思います。	

*自動車ねが工業(株)は、1982年5月に自動車部品製造(株)に吸収合併され、自動車部品製造(株)は、1982年7月に自動車部品工業(株)に商号を変更いたしました。

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
 2. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
 3. 川本英利氏は社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本総会終結の時をもって2年であります。また、同氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として指定されています。
 4. 当社は、川本英利氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する（再任時有効とする）契約を締結しております。
 5. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2022年10月1日に当該保険契約を更新する予定であります。当該保険契約の内容の概要は、20頁（3）役員等賠償責任保険契約の内容の概要をご覧ください。

以上

(ご参考)

第3号議案が可決された場合の取締役・監査役が有する専門性は下図のとおりです。

(取締役の役位は、本総会後の取締役会の決議によるものとします。)

		経営	戦略・ 企画	営業	開発	生産・ 品質	購買	財務・ 経理	総務・ 人事	法務・ コンプ ライア ンス・ ガバナ ンス	グローバル 経験
代表取締役会長	伊藤 一彦	○	○				○				○
代表取締役社長	瀬戸 貢一	○	○	○							○
取締役副社長	浅田 和則	○			○	○					
取締役常務執行役員	長谷川 修二	○	○	○				○	○	○	
取締役常務執行役員	藤田 伸一郎				○	○					
取締役常務執行役員	金子 孝之		○	○				○			
社外取締役	織田 秀明	○	○		○	○					○
社外取締役	土屋 市郎	○	○	○				○			○
社外取締役	川本 英利	○	○	○		○	○		○	○	○
常勤監査役	栗原 清一						○	○			
社外監査役	浦部 明子									○	
監査役	浅原 健一		○	○				○		○	○
社外監査役	森内 延光	○	○					○	○	○	○

(注) 取締役・監査役が有するすべての専門性を示すものではありません。

(添付書類)

事業報告

第9期

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的なまん延が続く中、大都市圏等を中心に度重なる緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が相次いで発令され、人流抑制が求められる状況が続きましたが、ワクチン接種の普及に伴う新規感染者数の減少、段階的な経済・社会活動再開により景気回復の兆しが見られました。一方で、ロシアによるウクライナ侵攻等の地政学リスクや中国の新型コロナウイルス感染症再拡大に伴うロックダウンの影響によるサプライチェーン混乱の懸念に加え、原油および天然ガス等の資源価格・原材料価格高騰や物流費等のコスト上昇の影響による経済の下振れリスクや金融資本市場の動向に注視する必要性があり、依然として予断を許さない状況が続いております。

トラック市場におきましては、国内では世界的な半導体不足に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により自動車メーカーの部品調達先である東南アジアの工場稼働率低下による減産の影響が長期化し、需要は前年を下回りました。海外では同じく半導体不足の影響を受けているものの、インフラ投資が進んだインドネシアをはじめとしたアセアン地域を中心に需要は堅調に推移しました。

建設機械市場におきましては、国内では新型コロナウイルス感染症の影響は残るものの、住宅投資等の増加を背景に需要はほぼ前年並みで推移しました。海外では中国における前年の大幅な需要増からの反動減や新型コロナウイルス感染症の影響等により、需要は大幅に減少したものの、その他の地域では新型コロナウイルス感染症からの回復や資源価格高騰を追い風にインドネシアをはじめとしたアジア新興国を中心に需要は堅調に推移しました。

このような情勢のもと、当連結会計年度の売上高は、長期化する世界的な半導体不足および新型コロナウイルス感染症による減産の影響により、得意先からの受注が想定よりも大きく減少しましたが、前年同期比では増収となり1,443億6千万円（前連結会計年度は1,437億5百万円）、利益面につきましては、増収によるプラス要因、さらに当社グループをあげて生産性向上、品質向上活動の推進やコスト低減活動に努めてまいりましたが、鑄造品の主材料となるスクラップ価格の想定を上回る高騰、高止まり、その他原材料、燃料費上昇に加

え、生産要員の確保に伴う労務費負担の増加等が利益を押し下げる要因となったこと等により、営業利益は32億9千2百万円（前連結会計年度は12億7千7百万円）、経常利益は42億4千7百万円（前連結会計年度は14億7千4百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は28億2千7百万円（前連結会計年度は8億3千万円）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度の売上高および売上原価はそれぞれ394億3千5百万円減少しておりますが、利益に対する影響はありません。

売上高の内訳につきましては次のとおりであります。

		売上高(百万円)	構成比(%)
日本	自動車用部品等	95,686	66.3
	エンジン部品	19,460	13.5
	計	115,147	79.8
アジア	自動車用部品等	29,213	20.2
合 計		144,360	100.0

また、2021年11月には、第2四半期連結累計期間における業績動向を踏まえ、株主様への利益還元のための機会を充実させるため中間配当を実施することとし、2021年12月に1株当たり10円をお支払いいたしました。

(2) 設備投資等および資金調達の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は75億9千9百万円で、国内外の生産拠点において前期に引き続きQCD（Quality、Cost、Delivery）競争力強化を目的に生産設備の近代化、効率化を推進いたしました。

なお、これらに要した設備資金は、一部金融機関からの借入れによったほか、自己資金をもって充当いたしました。当連結会計年度末における当社グループの借入金残高は47億1千万円となりました。

(3) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く経営環境は、国内では新型コロナウイルス感染症の変異株による感染拡大が依然としてあり、未だ収束が見通せない不透明な状況が続いております。一方、自動車業界においては100年に1度の大変革と言われているCASE（コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化）の動きがますます加速されております。

トラック市場におきましては、国内需要が中長期的には漸減傾向にありますが、アセアンを中心に増加していくものと捉えており、また、建設機械市場におきましては中国市場を中心に高水準の需要を見込んでおります。

このような状況下、当社グループではお客様のニーズや期待に沿えるよう、SQCD体質の更なる改善による競争力強化を通じ拡販に努めてまいります。また、新たな材料開発や商品開発に積極的に取り組んでまいります。さらには将来にわたって勝ち残るための事業構造の革新や経営の効率化に取り組み、事業拡大を通じ企業価値向上を果たしていく所存です。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	期 別	第6期	第7期	第8期	第9期 (当連結会計年度)
		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期
売 上 高 (百万円)		174,936	171,683	143,705	144,360
経 常 利 益 (百万円)		8,596	6,894	1,474	4,247
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)		6,179	4,965	830	2,827
1株当たり当期純利益 (円)		129.46	104.68	17.73	60.27
総 資 産 (百万円)		123,239	115,238	123,238	132,016
純 資 産 (百万円)		76,790	78,436	80,216	85,228

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数から期中平均自己株式数を控除した株式数により算出しております。
2. 第9期(当連結会計年度)の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。
3. 海外連結子会社のIJTT (Thailand) Co.,Ltd.およびPT.Jidosha Buhin Indonesiaは決算期変更により第7期は15ヶ月の変則決算となり、第7期は2019年1月1日から2020年3月31日の15ヶ月間の個別決算数値を連結しております。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第9期(当連結会計年度)の期首から適用しており、第9期に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況(2022年3月31日現在)

① 親会社との関係

当社の親会社はいすゞ自動車株式会社であり、同社は当社の株式を20,261千株(持株比率43.19%)保有しております。当社グループは親会社およびそのグループ会社へ主として自動車部品を販売するなどの取引を行っております。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 取引に当たって当社の利益を害さないように留意した事項

当社は、売上の相当部分を親会社に依存しておりますが、親会社グループ以外の多くの企業とも直接取引を行っており、これにより、当社独自の営業基盤を確立しており、親会社からの一定の独立性を確保できております。当社の事業活動の多くは、独自の技術やノウハウを基にしたものであり、当社は当社独自の判断に基づき事業活動を展開しております。

また、親会社等との取引にあたっては、他の取引先同様、原材料費や人件費等の変動を示すデータ等を提示し、適正な利益を確保することを前提に、取引条件を協議し、合意しております。

ロ. 当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由

当社は親会社等との取引については、上記の留意事項や親会社からの独立性確保の観点等も踏まえ、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において多面的な議論を経ていることから、当該取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

③ 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
トーカイ株式会社	80百万円	100%	鍛造品等の製造、販売
PT. Asian Isuzu Casting Center	396,884百万 インドネシアルピア	51.0%	鋳造品等の製造、販売
IJTT (Thailand) Co., Ltd.	345百万 タイバーツ	83.3%	自動車用部品の製造、販売

(6) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、自動車、建設機械および産業車両・機械業界等を需要先とした鍛造品、鋳造品および機械加工・組立品の製造、販売を主な事業としております。

(7) 主要な拠点等(2022年3月31日現在)

① 当社

本 社	神奈川県横浜市
海 老 名 工 場	神奈川県海老名市
真 岡 工 場	栃木県真岡市
土 浦 工 場	茨城県土浦市
北 茨 城 工 場	茨城県北茨城市
北 上 工 場	岩手県北上市
宮 城 工 場	宮城県柴田郡村田町

② 連結子会社

会 社 名	所 在 地
トーカイ株式会社	岐阜県関市
PT. Asian Isuzu Casting Center	インドネシア共和国西ジャワ州
PT. Jidosha Buhin Indonesia	インドネシア共和国西ジャワ州
IJTT (Thailand) Co., Ltd.	タイ国チョンブリ県

(8) 従業員の状況(2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減
4,119名	+22名

(注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員数であります。

(9) 主要な借入先および借入額(2022年3月31日現在)

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	1,395 百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,260
株式会社横浜銀行	647
株式会社日本政策投資銀行	420
株式会社三井住友銀行	290
三井住友信託銀行株式会社	290

2. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 150,000,000株
- (2) 発行済株式総数 49,154,282株(自己株式2,240,648株を含む。)
- (3) 当事業年度末の株主数 5,106名
- (4) 単元株式数 100株
- (5) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
いすゞ自動車株式会社	20,261千株	43.19%
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	1,750	3.73
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR: FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,711	3.65
日立建機株式会社	1,300	2.77
みどり持株会	1,130	2.41
佐藤商事株式会社	990	2.11
神吉 利郎	790	1.68
F P 成長支援 A 号投資事業有限責任組合	755	1.61
株式会社みずほ銀行	744	1.59
三菱UFJ信託銀行株式会社	744	1.59

(注) 上記の持株比率は、自己株式2,240,648株を控除し、算出しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 一 彦	
代表取締役副社長	原 田 理 志	兼 管理部門統括
取 締 役 副 社 長	太 田 正 紀	兼 品質保証部門統括
取締役専務執行役員	齋 藤 誠	経営企画本部長 兼 海外事業部門統括
取締役専務執行役員	浅 田 和 則	技術本部長
取締役常務執行役員	金 子 孝 之	営業部門統括
取 締 役	織 田 秀 明	
取 締 役	土 屋 市 郎	
取 締 役	川 本 英 利	AGS(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	栗 原 清 一	
監 査 役	浦 部 明 子	虎ノ門南法律事務所パートナー弁護士 児玉化学工業(株)監査等委員である取締役
監 査 役	浅 原 健 一	いすゞ自動車(株)執行役員経營業務部門統括補佐
監 査 役	森 内 延 光	

- (注) 1. 監査役森内延光氏は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会において選任され、就任いたしました。
2. 取締役織田秀明・土屋市郎・川本英利の3氏は、社外取締役であります。
3. 監査役浦部明子・森内延光の両氏は、社外監査役であります。
4. 当社は取締役織田秀明・土屋市郎・川本英利、監査役浦部明子・森内延光の5氏を株式会社東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
5. 監査役大山 浩氏は、2021年6月25日開催の第8回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。

6. 2022年4月1日現在の当社の役員の状況は以下のとおりとなっております。

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	伊 藤 一 彦	
代表取締役副社長	原 田 理 志	
取 締 役 副 社 長	浅 田 和 則	技術本部長 兼 品質保証部門統括
取締役常務執行役員	金 子 孝 之	営業部門統括
取 締 役	太 田 正 紀	
取 締 役	齋 藤 誠	
取 締 役	織 田 秀 明	
取 締 役	土 屋 市 郎	
取 締 役	川 本 英 利	AGS(株)社外取締役
常 勤 監 査 役	栗 原 清 一	
監 査 役	浦 部 明 子	虎ノ門南法律事務所パートナー弁護士 児玉化学工業(株)監査等委員である取締役
監 査 役	浅 原 健 一	いすゞ自動車(株)執行役員経營業務部門統括
監 査 役	森 内 延 光	

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役および社外監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および子会社ならびに当社の取締役、監査役および子会社の取締役、監査役を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、当該保険により被保険者がその地位に基づいて行った行為に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金および訴訟費用を補填することとしております。ただし、被保険者が違法に利益または便宜を得たこと、犯罪行為、不正行為、詐欺行為または法令、規則または取締役法規に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害賠償は本保険契約によっても補填されません。

当該役員等賠償責任保険の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 役員の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社の取締役の報酬等の額およびその算定方法の決定に関しては、任意の指名報酬委員会（代表取締役社長と3名の社外取締役により構成され、委員長は社外取締役です。）が取締役会に答申し、それに基づいて、取締役会が決定しております。当社の取締役の報酬については、取締役の役割および職責等にふさわしい水準であり、中長期的課題達成度を評価の軸としつつ、企業価値向上を適正に反映させることを方針としており、報酬は、基本報酬（固定報酬）および会社業績報酬（業績連動報酬）により構成されております。

基本報酬については、役位毎に課題達成評価を反映させたものとし、8段階に分けた役位と、各段階を5ランクに分けた報酬テーブルに基づき、最終的に代表取締役社長が決定しております。この報酬テーブルは、任意の指名報酬委員会において、同業他社の状況や役位毎の水準比較などを基に見直されます。このため、各取締役（社外取締役を除く。）は、毎年前期における課題の達成度を自己評価するとともに、当期の課題を設定し、それを基に代表取締役社長と面談して、代表取締役社長は、各取締役の評価を行い、どのランクに分けるかを決定します。

会社業績報酬は、当社は経営指標として営業利益率を最も重視しておりますので、営業利益率を重要経営指標とし、毎事業年度ごとに重要経営指標の達成度に応じて取締役（社外取締役を除く。）に支払われるもので、基本報酬の2割相当額を上限として、当該達成度に応じて定めた係数を乗じた額とし、毎年7月に支払われます。

取締役会としては、あらかじめ任意の指名報酬委員会において、報酬テーブルを含めた報酬の制度設計が検討されているため、取締役の報酬制度は、妥当かつ合理的であると判断し、決議したものであります。

また、監査役の報酬等に関しては、固定報酬のみで構成されており、監査役全員により常勤・社外の別等を勘案し、協議・決定しております。

② 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2019年6月27日開催の第6回定時株主総会において、年額5億円以内（ただし、使用人給与分を含まない。）と決議され、当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち社外取締役は2名）であり、監査役の報酬限度額は、2014年6月27日開催の第1回定時株主総会において、年額8千万円以内と決議されており、当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する委任に関する事項

取締役の構成に異動が生じるとともに、取締役会において、個人別の基本報酬の決定、すなわち取締役毎に報酬テーブルのうち、どのランクに該当するかを決定することを代表取締役社長伊藤一彦に一任する決議を行っております。これは、代表取締役社長が当社全体の業績を俯瞰しつつ、各取締役の担当業務の評価を行うのに最も適しているからであります。

当事業年度に関しては、2021年6月25日に開催された取締役会において、当該決議がなされております。

④当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	会社業績 報酬	
取締役 (うち社外取締役)	195 (18)	195 (18)	—	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	27 (12)	27 (12)	—	4 (3)

- (注) 1. 当事業年度末現在の人員数は取締役9名、監査役4名であります。なお、上記の支給人員数との相違は、無報酬の監査役1名が存在しており、また当事業年度中に監査役が1名退任し、新たに監査役が1名選任されたことによるものであります。
2. 当事業年度の会社業績報酬については、重要経営指標としている当事業年度の営業利益率が著しく低かったため、支払の予定はありません。

(5) 社外役員等に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

取締役川本英利氏は、AGS(株)の社外取締役であります。当社グループは同社と取引はありません。

監査役浦部明子氏は、虎ノ門南法律事務所のパートナーである弁護士および児玉化学工業(株)の監査等委員である取締役であります。当社グループはこれらの兼職先と取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

	取締役会		監査役会	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役 織田秀明	16回/16回	100%	—	—
取締役 土屋市郎	16回/16回	100%	—	—
取締役 川本英利	16回/16回	100%	—	—
監査役 浦部明子	16回/16回	100%	5回/5回	100%
監査役 森内延光	12回/12回	100%	3回/3回	100%

(注) 監査役森内延光氏については、2021年6月25日就任後の状況を記載しております。

③ 取締役会および監査役会における発言状況

取締役織田秀明氏は、必要に応じて企業経営者および技術者としての豊富な経験と幅広い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役土屋市郎氏は、必要に応じて金融および企業経営に関する専門的な見地と豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

取締役川本英利氏は、必要に応じて企業経営者および財務に関する専門家としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役浦部明子氏は、必要に応じて法律の専門家としての豊富な経験と高い見識から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

監査役森内延光氏は、必要に応じて企業経営者およびファイナンスに関する専門家としての豊富な経験から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

④ 社外取締役が果たすことが期待されている役割に関して行った職務の概要

取締役織田秀明氏は、企業経営者として長年にわたり培われた見識と経験および生産技術に関する専門知識に基づき、当社の経営や工場運営に関する助言をたびたび行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員長として、取締役および執行役員の候補者の選定やその新たな報酬制度について意見を取りまとめ、取締役会に答申するなど、経営陣の監督に努めております。

取締役土屋市郎氏は、財務および金融に造詣が深く、また企業経営者としての見識や経験も豊富であり、当社の財務状況などについて助言を行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、取締役および執行役員の候補者の選定や報酬制度について、積極的に意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

取締役川本英利氏は、財務に関する専門知識を有するとともに、長年にわたる会社経営者としての豊富な経験と見識に基づき、当社の財務状況などについて助言を行うとともに、任意の指名報酬委員会の委員として、取締役および執行役員の候補者の選定や報酬制度について、積極的に意見を述べるなど、経営陣の監督に努めております。

4. 会計監査人の状況

(1) 当社の会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人に非監査業務の対価を支払っている場合の当該非監査業務の内容

該当事項はありません。

(3) 当社の会計監査人以外の監査法人による子会社の監査状況

当社の重要な子会社のうち、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の監査を受けている会社は、次のとおりです。

子 会 社	会 計 監 査 人
PT. Asian Isuzu Casting Center	Ernst & Young Purwantono, Sungkoro & Surja
IJTT (Thailand) Co., Ltd.	Ernst & Young Office Limited

(4) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

60百万円

② 当社および当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

60百万円

(注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会の「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画の内容、監査時間および配員計画、従前の事業年度における職務の遂行状況、報酬見積の算出根拠の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

① 監査役会は、会計監査人の適格性もしくは独立性を害する事由の発生またはその他の理由により、会計監査人の適正な職務の遂行が困難であると判断した場合は、会計監査人を再任しないことを株主総会に提出する議案の内容として決定するものとします。

② 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する場合は、監査役全員の同意により会計監査人を解任するものとします。

5. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

当社は、当社の業務の適正を確保するための体制の構築の基本方針を次のとおりとし、これに基づき体制を整備・維持いたします。

①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンスの徹底を経営上の重要課題と位置付ける。なお、当社において「コンプライアンス」とは、法令遵守はもとより社会の信頼に応える高い倫理観をもって、全役員・従業員一人ひとり行動することとする。

当社は、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」、「コンプライアンスに関する行動基準」を役員・従業員に周知徹底しコンプライアンスの実効性を確保する。

当社は、コンプライアンス推進の責任者を任命し、コンプライアンスに係る事項を管理・推進しており、今後もこれを継続する。

当社は、反社会的勢力や団体との一切の関係を遮断しており、今後も不当な要求等を拒否するため、毅然とした態度で対応する。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に従い、取締役会議事録その他の取締役の職務執行に関する情報について、情報ごとにこれを保存および管理すべき主管部署を定め、当該主管部署において、これを適切に保存および管理するとともに、秘密情報については、法令および「秘密情報取扱規則」に従い、秘密情報統括責任者が、これを適切に管理する。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」に従い、各本部・部門および各子会社のリスク・コンプライアンス責任者が当該本部・部門および子会社のリスク管理を行い、リスク・コンプライアンス統括責任者が当社および子会社のリスクを統括する。また、リスク管理状況については、「リスク・コンプライアンス会議」にて随時把握・評価し、「経営会議」および「取締役会」に定期的に報告する。

危機に際しては、「経営会議」にてその対応を審議・決定し、適宜「取締役会」に報告のうえ、適切に対処する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、重要な業務執行を決定する機関として「取締役会」を設置し、この下部機関として「経営会議」を設置する。さらに、その下部組織として「設備投資会議」および

「予算会議」等重要会議体を設置し、専門分野における審議を効率的に行う体制をとる。
当社は、取締役の業務執行を適切にサポートする体制として執行役員制度を継続採用する。

⑤当社ならびにその親会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社および当社子会社が社会からその存在価値を認められ信頼を得るために、親会社であるいすゞ自動車株式会社の「グループ企業理念」等を踏まえ策定した「企業理念」、「行動指針」、「コンプライアンスに関する基本的な取り組み方針」および「コンプライアンスに関する行動基準」を当社および当社子会社の全役員・従業員に周知し、全役員・従業員がこれらを踏まえた行動をとるよう適切に対応する。

当社は、当社の子会社に対し、当該各社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底を要請する。

当社は、「グループ会社経営管理規程」その他の社内規程を制定しており、当社子会社の業務の適正を確保する体制の強化に対応する。

当社は、当社経営幹部による、当社の子会社各社の経営幹部に対する当該各社の経営状況のモニタリングを継続的に実施するとともに、当該各社のコンプライアンスの状況、リスク管理状況および業務の効率性を確保する体制についても報告を受け、当該各社において改善すべき点があると認められた場合には、改善を要請する。

当社は、いすゞ自動車株式会社に対して、当社および当社の子会社の重要な経営状況ならびにコンプライアンスおよびリスク管理の状況その他に関し適宜報告する。

当社は、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保するための体制を敷いており、今後もこれを継続する。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

当社は、監査役からの要請に従い、監査役の職務を補助するスタッフを置く。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役スタッフの取締役からの独立性および当該監査役スタッフに対する指示の実効性を確保するために、監査役スタッフ業務の実施に関しては当該従業員を監査役の指揮命令下に置く。また、当該従業員の人事異動、人事考課および賞罰については監査役の事前同意を得る。

⑧当社およびその子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制

当社は、監査役に対し、当社および当社の子会社の取締役および従業員に、適宜、当社または子会社各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項を報告させるとともに、監査役の求めに応じて、随時、必要且つ十分な情報を監査役に開示または報告する。

当社は、当社および当社子会社の常勤監査役が相互に連携して当社および当社子会社全体の監査の充実・強化を図ることを目的として定期的開催する監査役連絡会に対し適宜協力を行っており、今後もこれを継続する。

⑨監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、前項に基づき監査役への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および当社子会社各社の役員・従業員に周知徹底する。

⑩監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、費用の前払、償還または債務の弁済の請求等をしたときは、法令に基づいて、速やかに当該費用または債務を処理しており、今後もこれを継続する。

当社は、監査役職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、適切な予算を確保しており、今後もこれを継続する。

⑪その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、常勤監査役が「経営会議」に出席する機会および経営者と協議する機会を確保しており、今後も継続する。また、監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制を整備するために、今後とも監査役と継続的に協議するとともに、当該協議を通じて監査役から要請された事項については、これを実現するために必要な措置を講ずるよう努める。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」に基づき、リスク・コンプライアンス統括責任者およびリスク・コンプライアンス責任者（各本部長やグループ会社社長）その他で構成する「リスク・コンプライアンス会議」を年12回開催し、グループ全体のコンプライアンスの推進や課題への対処を審議しています。

反社会的勢力への対応統括部署を定め、不当要求防止責任者を設置し、不当要求の排除と防止対策を行っております。

- ②損失の危険の管理についての取組の状況

「リスク管理規程」に基づき、リスク・コンプライアンス統括責任者およびリスク・コンプライアンス責任者（各本部長やグループ会社社長）その他で構成する「リスク・コンプライアンス会議」を年12回開催し、新規リスクの抽出・評価および当該リスクへの対応策について審議するとともに、重要リスクのリスク管理状況についてモニタリングを行い、必要に応じて是正を図っております。

- ③取締役職務執行の効率性確保についての取組の状況

当事業年度において、取締役会を16回、経営会議を19回、設備投資会議を12回開催するとともに、「文書管理規程」・「秘密情報取扱規則」などに従い、情報管理を徹底しております。

- ④企業集団における業務の適正を確保する取組の状況

当社は、グループの年度事業計画を策定し、子会社の毎月の計画進捗状況や会議体の運営状況をモニタリングし、必要な監督を行っております。また、いすゞ自動車株式会社に対しては、必要に応じて適宜、重要な経営状況等を報告しております。

- ⑤監査役監査の実効性確保体制

当事業年度において、監査役会を5回開催したほか、監査役は取締役会に出席しております。常勤監査役は、経営会議や監査役連絡会などの重要な会議に出席し、社外取締役、グループ会社各社の取締役社長、会計監査人ならびに内部監査部との間で定期的に情報交換を行うことなどで、取締役の職務執行の監査、ならびに、内部統制の整備および運用状況を確認しております。

また、常勤監査役は、当社および当社子会社の取締役および従業員から、適宜、当社または子会社各社の業務執行の状況および経営状況その他監査役と協議して定める事項の報告を受けております。

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	59,813	流動負債	36,991
現金及び預金	11,177	支払手形及び買掛金	10,967
受取手形	2,519	電子記録債権	13,990
売掛金	30,508	短期借入金	2,060
製品	3,259	リース債権	48
仕掛品	2,754	未払金	1,696
原材料及び貯蔵品	5,798	未払法人税等	658
未収還付法人税	95	賞与引当金	1,977
その他の	3,700	その他の	5,592
固定資産	72,203	固定負債	9,796
有形固定資産	63,008	長期借入金	2,650
建物及び構築物	15,203	リース債権	38
機械装置及び運搬具	25,963	繰延税金負債	504
土地	16,366	再評価に係る繰延税金負債	754
リース資産	83	環境対策引当金	80
建設仮勘定	4,265	退職給付に係る負債	5,680
その他の	1,125	その他の	87
無形固定資産	364	負債合計	46,788
投資その他の資産	8,831	純資産の部	
投資有価証券	8,157	株主資本	76,754
その他の	673	資本金	5,500
		資本剰余金	22,561
		利益剰余金	49,710
		自己株	△1,017
		その他の包括利益累計額	1,337
		その他有価証券評価差額金	211
		土地再評価差額金	1,412
		為替換算調整勘定	481
		退職給付に係る調整累計額	△767
		非支配株主持分	7,135
		純資産合計	85,228
資産合計	132,016	負債及び純資産合計	132,016

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上	144,360
売上原価	133,637
販売費及び一般管理費	10,723
営業外利益	7,430
営業外収入	3,292
受取利息	45
受取配当金	82
受持分による投資利益	591
雇用調整助成金	97
その他	232
営業外費用	1,049
支払利息	23
シンジケートローン手数料	35
その他	35
経常利益	94
特別利益	4,247
固定資産売却益	9
投資有価証券売却益	25
受取保証除	83
特別損失	119
固定資産除売却損	64
減損	163
その他	26
当期純利益	254
税金等調整前当期純利益	4,111
法人税、住民税及び事業税	830
法人税等調整額	△67
当期純利益	762
当期純利益	3,349
非支配株主に帰属する当期純利益	521
親会社株主に帰属する当期純利益	2,827

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	5,500	22,561	47,633	△1,017	74,677
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△750		△750
親会社株主に帰属する当期純利益			2,827		2,827
自 己 株 式 の 取 得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	2,076	△0	2,076
当 期 末 残 高	5,500	22,561	49,710	△1,017	76,754

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	220	1,412	△1,102	△1,099	△569	6,107	80,216
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△750
親会社株主に帰属する当期純利益							2,827
自 己 株 式 の 取 得							△0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△9	-	1,583	332	1,906	1,028	2,935
当 期 変 動 額 合 計	△9	-	1,583	332	1,906	1,028	5,012
当 期 末 残 高	211	1,412	481	△767	1,337	7,135	85,228

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部				負債の部			
科目		金額		科目		金額	
流動資産				流動負債			
現金及び預金			39,730	買掛金			33,188
電子記録債権			1,593	電子記録債権			7,271
売掛金			2,461	短期借入金			12,374
製什掛金			25,697	関係会社短期借入金			2,060
仕掛品			2,139	リース債権			3,700
原材料及び貯蔵品			1,858	未払費用			39
前払費用			3,407	未払法人税等			1,249
その他			102	未払消費税			2,447
			2,471	預賞与			328
固定資産			63,566	繰上り引当金			222
有形固定資産			47,981	繰上り引当金			105
建物			11,149	繰上り引当金			1,833
構築物			1,426	繰上り引当金			1,555
機械及び装置			18,253	固定負債			7,197
車両運搬具			53	長期借入金			2,650
工具器具備品			929	繰上り引当金			32
土地			13,045	繰上り引当金			542
リース資産			67	繰上り引当金			754
建設仮勘定			3,055	繰上り引当金			3,102
無形固定資産			323	繰上り引当金			70
借地権			20	繰上り引当金			31
ソフトウェア			296	繰上り引当金			11
その他			7	負債合計			40,385
投資その他の資産			15,261	純資産の部			
投資有価証券			471	株主資本			61,409
関係会社株			14,264	資本			5,500
出資			366	資本剰余金			29,948
その他			159	資本準備金			1,375
				その他資本剰余金			28,573
				利益剰余金			27,032
				利益剰余金			27,032
				繰上り引当金			27,032
				繰上り引当金			△1,071
				繰上り引当金			1,502
				繰上り引当金			90
				繰上り引当金			1,412
				純資産合計			62,911
資産合計			103,297	負債及び純資産合計			103,297

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		107,430
売 上 原 価	益		101,784
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	益 費		5,646
営 業 外 収 入	益		5,507
営 業 外 収 入	益		139
受 取 配 当 金	息	4	
受 取 配 当 金	金	475	
雇 用 調 整 助 成 金	金	97	
そ の 他	他	150	728
営 業 外 費 用	用		
支 払 利 息	息	34	
シ ン ジ ケ ー ト ロ ー ン 手 数 料	料	35	
そ の 他	他	19	89
経 常 利 益	益		778
特 別 利 益	益		
固 定 資 産 売 却 益	益	1	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	益	25	
受 取 保 険 金	金	83	110
特 別 損 失	失		
固 定 資 産 除 却 損	損	62	
そ の 他	他	21	84
税 引 前 当 期 純 利 益	益		804
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	税	147	
法 人 税 等 調 整 額	額	△73	74
当 期 純 利 益	益		730

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金		
					繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	5,500	1,375	28,573	29,948	27,052	△1,071	61,429
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当					△750		△750
当 期 純 利 益					730		730
自己株式の取得						△0	△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)							
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	△19	△0	△20
当 期 末 残 高	5,500	1,375	28,573	29,948	27,032	△1,071	61,409

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	52	1,412	1,465	62,894
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△750
当 期 純 利 益				730
自己株式の取得				△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	37	-	37	37
当 期 変 動 額 合 計	37	-	37	17
当 期 末 残 高	90	1,412	1,502	62,911

※ 単位未満の端数処理は、切り捨て表示によっております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 I J T T
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 向 出 勇 治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 沼 淳

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社 I J T Tの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社 I J T T及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月24日

株式会社 I J T T
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 菅 沼 淳
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社 I J T Tの2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第9期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準、監査計画等に従い、取締役、内部監査部その他の使用人、親会社の監査役、その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係わる内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月25日

株式会社 I J T T 監査役会

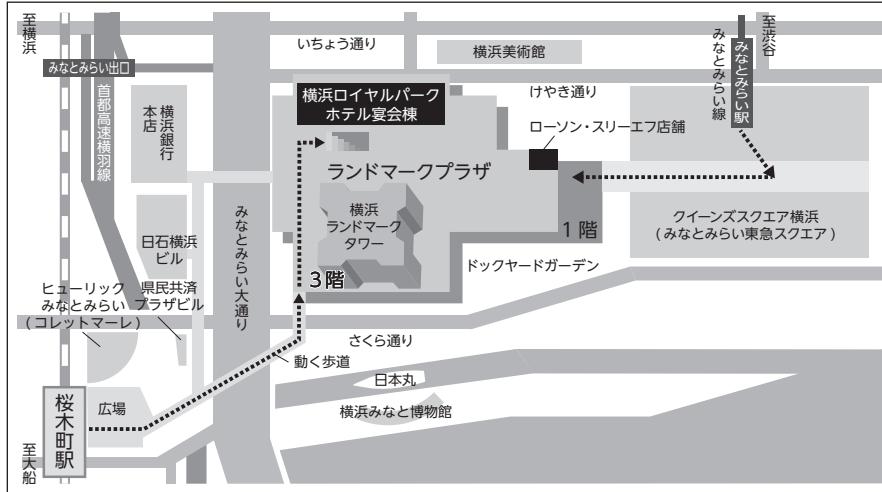
常勤監査役	栗原清一	㊟
監査役	浦部明子	㊟
監査役	浅原健一	㊟
監査役	森内延光	㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号3
横浜ロイヤルパークホテル 宴会棟2階「芙蓉」
電話 045-221-1111

<前回と会場が異なりますので、お間違いのないようご注意ください。>



交通機関

<<電車>>

- JR京浜東北線・根岸線、横浜線 桜木町駅 北改札 徒歩8分
 - 横浜市営地下鉄ブルーライン 桜木町駅 東口（北改札） 徒歩10分
 - みなとみらい線 みなとみらい駅
ランドマークタワー・クイーンズスクエア方面改札口 徒歩5分
- 駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮願います。

新型コロナウイルス感染症に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染防止のため、同封の議決権行使書用紙をご郵送いただく方法またはインターネットにより議決権を行使する方法もございますのでご利用をご検討ください。

本総会にご出席される株主様におかれましては、当日の状況やご自身の体調をお確かめいただき、マスク着用などの感染予防にご配慮のうえ、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

また、本株主総会会場では、感染予防の措置を講じる場合がございますので、ご協力の程お願い申し上げます。

なお、株主総会当日にお配りしておりましたお土産と会場内でのドリンクサービスはとりやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。